

# 大丸西町内会 個人情報取扱規約

制定 平成30年5月9日

## 目的

第1条 この取扱規約は、本会が保有する個人情報について適正な取り扱いを確保することを目的として定めます。

## 責務

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めます。

## 周知

第3条 本会は、この個人情報取扱方法を、総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知します。

## 管理者

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

## 取扱者

第5条 本会に置ける個人情報の取扱者は、役員、ブロック長、組長および要介護者を支援する者とします。

## 秘密保持義務

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

## 個人情報の取得

第7条 本会は、会長、役員、ブロック長、および組長が、「大丸西町内会 加入届」などを会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得します。

2 要介護者の支援等のため、法に規定する障害や病歴などの要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得ることとします。

3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、避難支援等を必要とする事由、緊急連絡先、その他連絡事項のうち、会員が同意する事項とします。

4 本会が配布する大丸西町内会名簿に記載する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号、その他連絡事項のうち、会員が同意する事項とします。

## 利用

第8条 本会が保有する個人情報、各号に掲げる活動などに際して利用します。

1. 会費の請求、管理、その他文書の送付など
2. 会員名簿の作成および会の区域図の作成
3. 出生祝、敬老祝等の対象者の把握
4. 災害等の緊急時における支援活動
5. 災害時に備えた要援護者との日頃からの関係づくり

## 管理

第9条 個人情報は、会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理します。

## 提供

第10条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで第三者（痛く・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

1. 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
2. 公衆衛生の向上または児童の健全保育の推進に必要な場合
3. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 第三者提供に係る記録の作成等

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し、保存します。

## 第三者提供を受ける際の確認等

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し、保存します。

## 開示

第13条 会員は、第7上の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対して開示を請求することができます。

2 個人情報管理者は、会員本人からの会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28上第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

## 個人情報の訂正・削除

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し訂正や削除を求めることができます。

2 訂正の請求があった場合、個人情報管理者は、ただちに該当する個人情報の訂正を行います。

3 削除の請求や退会の申し出があった場合、個人情報管理者は、受理した日から30日以内に該当する個人情報を破棄します。

4 各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正・削除等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

### 漏洩発生時等の対応

第15条 取扱者は、個人情報情報を漏洩、滅失、毀損等の事案の発生またはその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

### 開示請求および苦情相談窓口

第16条 本会における、開示請求および苦情相談窓口は、会長とします。

(附則)

この規約は、平成30年5月9日から施行します。